

# 「平成20年度宝塚市政に対する要望」

## 宝塚商工会議所と協働する産業振興施策に対する負担金等の考え方と 宝塚市産業振興基本条例に基づく政策の策定について

### <要望事項>

市内商工業の振興について、行政と商工会議所が協働して取り組んでいる中、その役割分担と費用負担の考え方を宝塚市産業基本条例に照らし、基本目標の達成に向けた具体的な展開施策の内容を示されたい。また、経営改善普及事業の趣旨を踏まえ、必要な措置を講じるよう要望します。

### 【背景・理由】

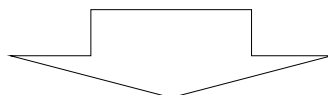
本市において「人と自然がふれあう、心豊かな美しいまち宝塚」の実現を標榜されていますが、ブランド機能の喪失により都市の魅力は衰退の一途をたどっています。行政の「まちづくり理念」において、更なる都市魅力の創出のための戦略的な対応が焦眉の急務となっています。したがって、行政における取り組み姿勢について具体的な方向性とその果たすべき役割を開示していただきたい。

かつては、その政策の具現化の一つとして商工会（現商工会議所）国県補助金の不足分（補助対象職員設置費の不足分と指導事業の国県補助金の2分の1）を事業運営補助金として交付され、市内商工業の振興に注力されてきました。また、平成13年度からは事業運営補助金も前述の考え方を変えられ経営改善普及事業全体に対して設置費と事業費の区別なく予算が配分されるようになり、以後減額されてきました。

宝塚市産業活性化推進会議設置の基本は費用負担を双方均等に負担しあうことにありました。今後の産業振興のための費用負担の考え方を示していただきたい。

### 【具体的な考え方について】

中小企業基本法の改正以来、「やる気」や「革新性のある」中小企業に対する対策が国県で講じられるようになりましたが、宝塚市では地域の経済環境や小規模事業者の実態に応じてどのような政策展開を考えて施策展開を推進されるのか具体的にお聞かせ願いたい。また、宝塚商工会議所が実施する小規模事業者への経営支援策の充実が不可欠と考えるが、宝塚商工会議所とどのように役割分担（費用負担）をして取り組まれようとしているのか事業費割合を含めてお聞かせ願いたい。



## <市からの回答>

市では「活力あるまちづくり」を推進するため、「宝塚ブランド」の確立、様々な市民が主体的かつ自立的に活動しているまちをつくるということを戦略としています。

また、「宝塚市産業活性化推進会議」より、「市の役割」、「商工会議所の役割」を明確にした各振興施策のご提言をいただいております。

市では、この提言を受けて各施策を推進していますが、中小企業の振興策として起業期に係る資金を支援する起業家支援事業補助や賃借型の企業立地に対する事務所等の家賃補助、また、商業集積における集団化やフリーランスの商業者を支援するための商業活性化支援補助制度も設けるなどの施策を推進しております。

さらには、小規模企業資金、夏期・年末の運転資金などの融資のあっせんを行うとともに、小規模事業者の負担を軽減するために事業者が信用保証協会に支払った保証料を補助しております。

また、平成20年度からは、これまで商工会議所が実施されていた起業等支援施策としての起業家支援セミナー事業やビジネススクール事業を市で実施することとしております。

次に、経営改善普及事業に関するご要望についてですが、経営改善普及事業に係る事業費の大部分は、兵庫県の地域経済活性化支援補助を受けており、市はその不足分を補う形で支援してきたものであり、平成20年度につきましては、阪神各市の状況等を考慮して、事業所数等類似性の高い伊丹市を参考にして補助額を320万円として予算化しております。

今後、商工会議所と市が、お互いの役割に基づき事業費の負担割合等について協議が整えば、その他の事業について実施を検討したいと考えております。

## ゴルフ場の固定資産課税の考え方について

### <要望事項>

市内ゴルフ場の固定資産税の課税について事業用途における課税客体の捉え方について基準見直しをされたい。

### 【背景・理由】

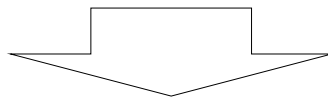
本市は観光都市としてユニークな発展過程を経て今日に至っています。本市が有する多様な観光資源は、他都市に比べ歴史的な神社仏閣を除き近代に創造されたものが観光都市イメージの中核をなしています。特に、市内に多く立地するゴルフ場は観光都市である本市の重要な観光資源であり、「人と自然がふれあう、心豊かな美しいまち宝塚」の代表的な産業の一角を担う重要なスポーツ観光施設であります。

ゴルフ場は広大な敷地と豊かな自然環境を守るため多くのコスト負担を行っています。昨今、景気の回復に伴いゴルフ場の利用率も改善され、近畿全体で約6%、兵庫県下では約7%の伸びを示しています。一方、市内のゴルフ場の平均利用率の回復は約2%となっており、他に比べコスト負担が利用料に重く押し掛かっています。特に広大な敷地にかかる固定資産税の負担は経営を圧迫する要因となり、他市でも「樹林地の現状がゴルフ場としての一体性を有していると認めたい場合は、現状に応じて別途評価しても差支えないものと判断する。」(総務省監修：「固定資産税の評価基準の解説」より引用)により現地地目のゴルフ場と山林の区分を現況により課税を行っています。当市は近隣市に比べ、課税に対する客体の捉え方において、利用目的に対する現況課税の取り扱い基準が独自の主観的かつ曖昧な解釈を持って設けられていると判断いたします。

### 【 具体的要望 】

現在の固定資産評価において決定された評価額は、ゴルフ場として一体性を有している面積よりも過大であると認識しています(コースの両翼50mを範囲としていると想定しています)。

従って、納税の意義において公平な課税原則に則り、現況課税の取り扱い基準について原点に戻り、適正を期し統一基準のもと評価の見直しを頂きたい。



### <市からの回答>

土地の評価は現況地目によるものであることから、樹林地の現況がゴルフ場用地としての一体性を有しているとは認めたい場合は、現況に応じて別途、一般山林、池沼、原野等として評価することとなります。

また、一体性を有しているかどうかは、その現況の様々な判断要素を総合勘案して判断する必要があるため、一概には言えないもので、何か一つの要因のみによって判断できるものではないと考えております。

したがって、ゴルフ場をそのコースの両翼50メートルの範囲としているものでもありません。

以上のことから今後においても、評価についての申出の際はそれぞれの事例ごとに判断させていただきたいと考えております。

## 高司工業用途地域における工場誘致について

### <要望事項>

産業振興の根幹は既存事業者の他市への流出を防ぐことにあります。当市は、構造的に、先行進出をした製造業の周辺に住宅が後発的に建築され、住工混在の原因となり操業環境は悪化の一途を辿っています。用途地域内の製造業集積を図るための用地創出に特段の配慮を賜りたい。

### 【背景・理由】

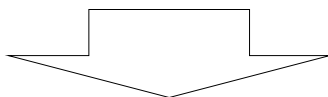
高司地区工業団地は、経済成長期における工業生産力が盛んな時期において、市街化地区における住工混在の解消を図るために宝塚市により一大施策の処置が図られた結果、市内に実現した工業団地です。しかし、その途中においてバブル経済崩壊による資産価値の著しい暴落により、団地移転への資金等の調達が伴わず、ほとんどの企業が断念せざるを得ない結果を招いた事実は記憶に新しいところです。当時移転を断念した企業の多くは、今もなお操業環境の確保のため事業所移転に対する希望が根強いのが実情であります。

### 【具体的提案・要望】

高司地区工業団地にかかる過去の経緯において、未達成のまま断念を余儀なくされた住工混在企業が望む用地対策について、過去の経緯を踏まえ直近の課題として特段の配慮を要請するところがあります。また、企業の転出等により、跡地はパチンコ店へと本来の目的に合致しない利用となっており、隣接するスポーツ施設との関連においても好ましくないものとなっています。

については、市内に唯一残された高司工業用途地域内に企業誘致の空床地の利用のため設置されたスポーツ球技場を、新たな場所、提案としてはNTN 移転後の跡地等の一画、に移転を図るなど、企業集積とスポーツ施設集積による調和のとれた都市環境を追求していただきたい。

現状では、有力な企業群も近隣市外地へ適地を求めて移転を加速せざるを得ず、宝塚市と協働して目指す「いきいきと活力のある」宝塚市の実現には現実性に乏しいと思われるので、都市政策の基本理念に照らし英断をもって本来目的利用の実現、「いきいきと活力のある」宝塚の実現に向け、特段の配慮をお願いしたい。



### <市からの回答>

高司4丁目公園（面積：約1万2,560㎡）は、企業誘致の空床地の利用のために設置したのではなく、当初より大同酸素跡地利用の一環として計画し平成6年3月15日に面積1.30haの近隣公園として都市計画決定をいたしました。

当該公園については、利用の申し込み倍率が2倍を超えるなど市民の人气が高く、周辺からは施設更新に関してご要望はあるものの、特段のクレームもないことから廃止するのは困難な状況にあります。

なお、当該公園は近隣公園として、主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、基準面積は2ha、誘致距離は500mとされております。

都市計画公園の廃止又は規模縮小に関しては、都市計画法に規定されており、現公園の廃止手続き及び新たな公園の都市計画決定が必要となりますが、誘致距離等、都市計画法の規定により極めて困難な状況であります。

次に、高司グラウンドをNTN移転後の跡地等の一面に移転を図ることにつきましては、NTN移転後の跡地活用は、市全体で議論する必要がありますので、これを踏まえて検討していきたいと考えております。

## 市内建設業等の疲弊解消対策の強化について

### <要望事項>

建築基準法の改正によるシステム改定等の遅延は、最高で7ヶ月程度の建築確認が遅れる結果を招き、社会に深刻な影を落とし始めました。住宅着工の遅れは建設関連事業の経営を直撃し、その入居予定者の消費に影響を与え、家具・家電等の販売不振にまで及んでいます。このような背景の下、地域産業力の維持・発展のため以下の点に留意した支援策等を強化されたい。

### 【 具体的要望事項 】

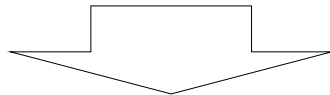
#### 1. 中小建設業並びに関連事業者に対して地元優先発注の徹底

- ① 公共工事の減少や入札価格の下落、資材購入費の高騰などにより、依然として深刻な経営危機にある地元中小建設業並びに関連事業者に対し、発注工事の拡大等に係る予算措置と優先発注枠を確保されたい。また、市内中小零細建設事業者には、請負の実態として労働賃金を割らなければならないような現況であることは深刻な問題であります。宝塚市としては工事発注される場合は、最終請負事業者においても最低賃金を保証される制度をつくり発注していただきたい。
- ② 市内建設工事に関して、地元建設業関連事業者の工事参加を強く指導することや、入札契約制度の改善等によるダンピング防止策の推進に取り組まれるなど、零細多岐にわたる地元建設業者の育成に一層配慮されたい。
- ③ 地域内の災害発生時には市内企業が即時に対応している点を考慮頂き、市内企業育成が重要であるとの認識に立って施策立案いただきたい。また、平成19年度の公共工事の発注総額並びにその内の市内事業者の受注総額を開示されたい。

## 2. その他の事業者への地元優先発注の徹底

地域コミュニティーの一員として、地域経済の根幹をなし、雇用を維持している中小・零細企業や地場産業の疲弊に繋がらないよう配慮をいただきたい。

中小企業や零細企業の活性化こそが、いきいきとした安心・安全な地域づくりに繋がり、財政再建の基本となることを認識し、その振興策の一環として地元優先発注を充実させると同時に、一方では徹底した行財政改革の断行のもと構造的改革を原則とされたい。



### <市からの回答>

#### 1. 中小建設業並びに関連事業者に対して地元優先発注の徹底

[ ①に対する回答 ]

建設工事等においては、平成20年度より、130万円を超える全ての案件について制限付き一般競争入札を実施していきます。この制限付き一般競争入札においては、可能な限りより多くの市内業者の参加が出来るような条件設定を行うように努めていきます。

また、最低賃金の保証については、労働基準法及び最低賃金法等、業務関係法令を遵守するように指導していきます。

[ ②に対する回答 ]

ダンピング防止策としましては、全ての建設工事の入札案件（解体工事を除く）に最低制限価格を設定し、ダンピング防止に取り組んでおります。

[ ③に対する回答 ]

発注総額（平成19年12月末現在）

全 体	88 件	1,542,125 千円
市内業者	84 件（95.5%）	1,248,430 千円（81.0%）
市外業者	4 件（4.5%）	293,695 千円（19.0%）

#### 2. その他の事業者への地元優先発注の徹底

その他の事業者への発注についても、可能な限り市内業者からの調達に努めていくとともに、契約制度の改革も併せて推進していきます。